

岩手県告示第452号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第3条第1項の規定に基づき、次のとおり急傾斜地崩壊危険区域を指定する。

平成22年5月7日

岩手県知事 達 増 拓 也

- 1 名称 鶯宿(3)
- 2 区域 次に掲げる土地に存する標柱16号から30号までを順次結んだ線、標柱30号と急傾斜地崩壊危険区域の指定（平成2年岩手県告示第222号）で指定した標柱1号を結んだ線、標柱1号と31号を結んだ線、標柱31号から33号までを順次結んだ線及び標柱16号と33号を結んだ線に囲まれた土地の区域

市町村	大字	字	地番	標柱番号
雫石町	鶯宿第6地割	大栗平	31番4地先道路敷 5番8 5番121 29番1 11番20	標柱16号 標柱17号から30号まで 標柱1号 標柱31号及び32号 標柱33号